

平成27年度

庄原市がんばる農業支援事業のご案内

～ 農業で所得アップを目指す農家の皆さんを応援します～

当事業は、農業者の“農業所得10%アップ”を実現するために、必要な機械・施設等の導入に平成20年度から助成してきました。

毎年度の申請は可能としておりますが、1年度につき1回の申請となりますので、ご注意ください。

公平を期するため、農業者の経営状況と農業所得向上の計画を審査し助成の採択決定を行っております。

7月以降に機械等の購入をされる方について、5月22日を期日として申請の受け付けを行います。お早めにご相談ください。

詳しくは、農業振興課又は各支所担当室にお問合せください。



1. 補助の対象者

- (1) 庄原市内に住所を有し、農地又は耕作権を有し、農畜産物生産を行う一般農業者または認定農業者。ただし、法人は除く。
- (2) 導入した機械・施設により栽培及び製造した農畜産物を販売する農業者（畜産農家が飼料作物を生産する場合は自家消費でよい）。

2. 補助対象事業

- (1) 他の補助事業の対象とならない事業であって、農畜産物生産に直接必要な機械・施設の整備。
- (2) 中古農機具等については、農機具販売業者の見積書が添付されたものは補助対象としますが、個人の相対取引は対象としません。
- (3) 農産物販売のためのパッケージデザインなどを業者に委託する経費及び農業経営の一環として行う加工する機械・施設の整備。
- (4) 家畜自給粗飼料生産に係る農機具等の整備。



裏面に続く⇒

